

傍 聴 要 領

島根県がん対策推進協議会

1 傍聴する場合の手続

- 1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに会場にお越しください。
- 2) 傍聴の受付は先着順で行い、座席数に限りがありますので、多数の場合はお断りすることがあります。
- 3) なお、Web (Zoom) での傍聴を希望する方は、別添「傍聴申込書」にて郵送、ファックス、メールのいずれかでお申し込みください。

・ 申込期限

令和5年11月10日(金)17時必着

※ 申込受付

申込みを受け付けた際は事務局から連絡を差し上げます。申込みをしたのに事務局から連絡がない場合は、受付がされていない可能性がありますので、電話でお問い合わせください。

2 会議の秩序の維持

- 1) 会議を傍聴するに当たり、傍聴者は、会長または事務局の指示に従ってください。
- 2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- 3) 非公開とする決定があったときは、速やかに退場してください。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者が会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- 1) 会議開催中は、静粛に膨張し、拍手その他の方法により、公然と意見を表明しないこと。
- 2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- 3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- 4) 携帯電話等を使用しないこと。
- 5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- 6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為を行わないこと。

なお、Web (Zoom) で傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- 1) 会場及び機器は各自で準備すること。
- 2) 傍聴申込み者でない者は傍聴しない環境とすること。

- 3) 会議中はマイク及びカメラをオフにすること。
- 4) 議事を妨害しないこと。
- 5) 携帯電話等を使用しないこと。
- 6) 録画、録音、撮影等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- 7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為を行わないこと。

令和5年度第2回島根県がん対策推進協議会

傍聴申込書（Web 傍聴）

【申込者】

氏名	
住所	〒
電話番号	※日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。
F A X	※FAXでお申し込みの場合は、ご記入ください。
メールアドレス	※Zoomのご案内を差し上げます。

日 時：令和5年11月17日（金）13：30～15：30

申込期限：令和5年11月10日（金）17時 必着

※当協議会「傍聴要領」をお読みください。

※記入された個人情報は、当協議会の開催の他には使用しません。

【申込み・問合せ先】

島根県健康福祉部健康推進課 がん対策推進室（担当：三宅）

住所：〒690-8501 松江市殿町1番地

電話：0852-22-6701

FAX：0852-22-6328

メールアドレス：gantaisaku@pref.shimane.lg.jp